

ワーキングホリデーの方からよくある質問への回答集(NSW 州および NT の新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

- ワーキングホリデービザで滞在されている方(特に帰国を検討している方, 仕事を探している方, 経済的に困っている方, 健康や医療が不安な方)からよく受ける質問に対する回答をまとめました。少しでもお役に立てれば幸いです。
- 日本への直行便は現在 ANA のシドニー・羽田線のみとなっています。早期帰国が必要な方や当地での長期滞在が困難な方は, 早めの帰国をご検討ください。
- 所持金が残りわずかで帰国もできないような場合は, 親族の方からの海外送金の方法や退職年金(Superannuation)の引き出し方法をお伝えいたします。お困りの際は, 在シドニー日本国総領事館(電話 02-9250-1000)へご連絡ください。

【本文】

1. 帰国を検討している方からの質問

(1) 国際線の運航状況

Q: 6 月以降も帰国する便はありますか。

A: 日豪間で唯一運航している ANA シドニー発羽田行き直行便は, 6 月 15 日まで週 3 便の運航が継続される予定です。その後の運航予定についてはまだ発表されていません。また, JAL は 7 月 1 日まで日本への直行便の運休を継続すると 5 月 14 日に発表しました。現時点では ANA 以外の日本への直行便が運休を継続している状況であり, 早期帰国が必要な方は可能な限り早めの出国をご検討ください。

○ANA

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202005/20200512-2.html>

○JAL

<https://press.jal.co.jp/ja/release/202005/005631.html>

(2) 帰国時の検疫

Q: 帰国した際の PCR 検査, 待機場所, 移動手段等について教えてください。

A: 厚生労働省ホームページに日本に帰国される方に向けた案内を掲載していますので, 以下の URL からご確認ください。

○厚生労働省: 水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○厚生労働省: 帰国された皆様へ(5 月 15 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630898.pdf>

○厚生労働省: 基準を満たすハイヤー会社またはハイヤーを調達できる旅行会社の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

(3) 帰国時の口座解約

Q: 状況が落ち着いた後、また豪州に戻る予定ですが、帰国前に退職年金(Superannuation)や銀行口座などを解約すべきですか。

A: 長期に渡り帰国される場合は、口座を閉じる必要がある場合があります。銀行により規定がありますので、直接銀行へご相談されることをお勧めします。また、退職年金(Superannuation)についても同様に、加入されている機関やATO(豪州政府税務署)へご相談ください。

○参考情報: 退職年金(Superannuation)に関する豪州政府のサイト

<https://www.ato.gov.au/forms/applying-for-a-departing-australia-super-payment/>

(4) ビザ

Q: 豪州出国前にビザの有効期限が切れてしまいます。どうすれば良いでしょうか。

A: 許可されている滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、至急ビザの延長申請を行ってください。延長申請を行わない場合、不法滞在となり当面オーストラリアへの再入国ができなくなりますので、ご注意ください。

○参考情報: 当館 HP 豪州滞在査証の延長申請について

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

○豪内務省(英語)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/visa-about-to-expire/stay-longer>

○豪内務省(日本語)

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-all-visa-holders-japanese.pdf>

2. 仕事を探している方からの質問

(1) 豪州内での入州制限

Q: 現在居住中の州以外で新しい仕事を探したいのですが、入州制限している州はありますか。

A: QLD 州と WA 州は州境を閉鎖しているので入州できません(ただし、QLD 州は季節的農業従事者は州政府指定の事前手続きを了すれば入州可能ですので、1つ下の質問と回答をご覧ください)。SA 州, TAS 州, NT は入州後に14日間の隔離が強制されますので注意してください。NSW 州, ACT, VIC 州は現時点では入州制限を行っていませんが、詳しくは各州の HP をご確認ください。

Q: QLD 州のファームで仕事をしたいのですが、NSW 州や NT から越境するにあたり、事前に14日間自己隔離し、州政府発行の証明書を取得する必要がありますか。

A: 4月30日、在ブリスベン総領事館が「クイーンズランド州における入州制限(農業従事者の必

要事項等)」を発出していますのでそちらをご覧ください。

○参考情報: 在ブリスベン総領事館 HP

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus30042020.pdf>

○NSW 州政府(Border Status 部分に全州の入州制限の記載)

<https://www.dpie.nsw.gov.au/our-work/regions-industry-agriculture-and-resources/office-of-nsw-cross-border-commissioner/covid-19-and-cross-border-management>

○ONT 政府(入州制限、国内移動)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/domestic-travel>

○ONT 政府(入州制限、国外からも含む)

<https://coronavirus.nt.gov.au/community-advice/border-controls>

○health direct(他州への入州制限)

<https://www.healthdirect.gov.au/coronavirus-covid-19-travel-advice-and-restrictions-faqs#other-states>

(2)雇用のサポート

Q: 失業中ですが仕事を探すにはどうすれば良いでしょうか。

A-1: 季節労働関連の求人募集が始まりましたのでご参考ください。

○参考情報: 季節労働関連の求人募集

<https://jobsearch.gov.au/harvest>

<https://www.employment.gov.au/listing-current-approved-employers>

○ONT (The Territory)

<https://theterritory.com.au/work/working-holiday-makers-in-the-northern-territory>

A-2: 仕事に必要なスキルを身に着けるための短期の無料オンラインコースの受講及び仕事の斡旋が受けられる場合があります。資格要件をご確認ください。

【参考情報】

○NSW 州政府(TAFE NSW)

<https://www.tafensw.edu.au/fee-free-short-courses>

○ONT 政府

<https://nt.gov.au/employ/job-seekers-affected-by-covid-19/free-training-courses>

A-3: ワーキングホリデーの方で医療、高齢者及び障害者介護、幼児保育を含む重要産業に就労している方は、同一雇用主の下での就労は最大 6 ヶ月までに限定されるという規制の適用から除外されることとなります。重要産業に就労している方で、セカンドもしくはサードワーキングホリデービザの申請に必要な 3 ヶ月または 6 ヶ月の指定労働を終えておらず、自国に帰国することもできないという方は、COVID-19 pandemic Temporary Activity (サブクラス 408 Australian

Government Endorsed Agreement Event Stream) VISA を申請することができます。その際のビザ申請料は発生しません。このビザは、該当する方が自国に帰国することが安全かつ合理的に可能になるときまでオーストラリアに合法的に滞在し、本人が希望するのであれば就労も継続できるようにするものです。

○参考情報:豪州移民局 Temporary Activity visa (subclass 408)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/temporary-activity-408/australian-government-endorsed-events-covid-19>

(3) 失業者支援

Q: 豪州政府による失業者に対する支援金は豪州国民と永住者が対象のようですが、外国人も対象になる可能性はあるのでしょうか。

A: 以下のサイトをご確認ください。対象外の場合もありますのでご注意ください。

【参考情報】

○NSW 州政府

<https://www.service.nsw.gov.au/covid-19>

○ONT 政府

<https://dcm.nt.gov.au/worker-wellbeing>

3. 経済的に困っている方からの質問

(1) 退職年金 (Superannuation)

Q: 退職年金 (Superannuation) の引き出し方法を教えてください。

A: ワーキングホリデービザ保持者で 12 ヶ月以上のビザが付与されている方で当面の生活費を賄うことができない場合、6 月 30 日までは、最大 10,000 ドルまで退職年金 (Superannuation) の早期引き出しが可能です。以下の My Gov で自身のアカウントにアクセスし、ATO を通してオンラインで申請します。

○ATO (豪州政府税務署)

<https://www.ato.gov.au/Individuals/Super/In-detail/Withdrawing-and-using-your-super/COVID-19-early-release-of-super/>

(2) 家賃や公共料金の支払い

Q1: 家賃の支払いが厳しく、シェアハウスから追い出される事例もあるようですが、政府からの支援はあるのでしょうか。

A1: NSW 州政府は、新型コロナウイルスの影響を受けて家賃を支払うことが困難となった賃借人を支援するため、立ち退きの一時的な禁止を含む住居の賃貸借に係る対策を発表しました。

○NSW 州政府 (Fair Trading)

<https://www.fairtrading.nsw.gov.au/resource-library/publications/coronavirus-covid->

[19/property/moratorium](#)

○NSW 州政府 (Study NSW)

<http://www.study.sydney/student-welfare/accommodation-and-housing>

○Tenant's Union of NSW

<https://www.tenants.org.au/blog/renting-and-covid-19-information>

○ONT (Darwin Community Regal Service)

<https://www.dcls.org.au/tenants-advice/>

Q2: 電気料金, ガス, 水道代の支払いが困難な場合, どうすれば良いでしょうか。

A2: 契約している電気, ガス, 水道会社に相談してください。それでも解決しない場合は以下の Energy and Water Ombudsman に相談してください。

○Energy & Water Ombudsman NSW

<https://www.ewon.com.au/page/media-center/news/updates/support-for-customers-impacted-by-coronavirus>

○Ombudsman NT

<https://www.ombudsman.nt.gov.au>

(3) 日本政府または日本総領事館による支援

Q: 日本政府、日本総領事館からワーキングホリデービザ保持者に対する経済的支援はありますか。

A: 残念ながら経済的な支援はありません。参考までに食料の無料配布について Study Sydney の HP で当地の支援団体リストが掲載されています。

○NSW 州政府 (Study Sydney)

<http://www.study.sydney/>

<http://www.study.sydney/student-welfare/emergency-food-assistance>

<http://www.study.sydney/student-welfare/government-services-and-support>

<https://www.study.sydney/japanese/programs/covid-19-response-and-resources>

○ONT 政府 (Study NT 等)

<https://studynt.nt.gov.au/>

<https://studynt.nt.gov.au/news/support-international-students-impacted-coronavirus>

<https://dcm.nt.gov.au/worker-wellbeing>

(4) 豪州赤十字からの支援

豪州赤十字は連邦政府から補助金を得て、経済的に困窮している一時滞在ビザ (Temporary Visa) 保持者に対し、食料、薬品、避難用住宅等の支援を行っています。この支援は、州政府から得られる支援がなく、収入や貯蓄のない人のみが受給対象となります。豪州市民や永住権保持

者は対象になりませんのでご注意ください。詳細及び申請方法は下記のリンクをご覧ください。

<https://www.redcross.org.au/news-and-media/news/help-for-migrants-in-transition>

4. 健康や医療が不安な方からの質問

(1) 感染防止用品

Q: マスクや消毒液などの支給に関する支援はありますか。

A: 現在のところ支援については承知していません。一時期入手しにくい時もありましたが、現在は薬局やスーパーマーケットなどで購入できます。

(2) 海外旅行傷害保険

Q1: 新型コロナウイルス関連の検査や診察は保険の対象でしょうか。

A1: 検査は無料です。ただし、GP(一般診療科)での診察や治療費は保険会社によりますので、ご自身の加入している保険会社にご確認ください。

○NSW 州政府 (COVID-19 Testing Clinics)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

○NSW 州保健省

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Pages/clinics.aspx>

○ONT 政府 (Testing)

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/testing>

Q2: 強制隔離中の宿泊費は保険対象ですか。

A2: 外国からNSW州に入国する際は、州政府指定の宿泊施設において14日間隔離されますが、費用は州政府が負担します。他州からNTに入州する場合もNT政府指定の宿泊施設にて14日間の強制隔離が課されますが、こちらは自己負担です。保健対象になるかは加入されている保険によりますので、ご自身の加入している保険会社にご確認ください。

5. 総領事館に期待する情報発信

(1) 感染の状況

Q: 毎日の感染者数の増減に関する情報を日本語で発信してほしいです。感染者数がどれ位落ち着いてきているのかを知ると安心につながります。

A: 総領事館のSNS(Twitter, Facebook)やNSW州政府・NT政府のHPで、NSW州、NTの感染者数、死亡者数、クラスター感染等の情報を毎日更新しています。

○総領事 Twitter

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

○総領事館 Facebook

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

○NSW 州政府

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/find-facts-about-covid-19>

○NT 政府

<https://coronavirus.nt.gov.au/current-status>

(2) 制限措置の緩和やサービス再開の動向

Q1: 国内交通機関の運行状況や今後の見通しに関する情報を発信してほしいです。

A1: NSW 州の電車やトラム, バス等の交通機関は通常運行しています。地域別の情報等, 詳しくは NSW 州, NT の公共交通機関の公式サイトをご参照ください。

○NSW Transport

<https://transportnsw.info/covid-19>

○NSW Transport (NEWS)

<https://transportnsw.info/news>

○NT 政府

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/public-transport>

○NT 政府 (バス)

<https://nt.gov.au/driving/public-transport-cycling/public-buses>

空路に関しては, 政府の援助によりカンタス航空が国内便の運航を決定しています。

○カンタス航空

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/statement-on-minimum-domestic-network/>

Q2-1: ロックダウン解除の見通しを教えてください。

A2-1: 現在, 多くの州が段階的に制限措置を緩和し始めています。更なる制限措置の緩和については, 州政府が今後の感染者数や市内感染の状況を注意深く見極めた上で決定されます。

Q2-2: 仕事を探すために企業活動再開の見通しを知りたいです。

A2-2: 制限措置の段階的な緩和に伴い, 業種によっては企業等の活動再開が可能となってきています。各州の制限措置の緩和の状況をご覧ください。NSW 州・NT の制限措置の緩和に関するサイトは以下のとおりです。

○NSW 政府

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

○NSW 政府 (FAQ)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules/changes>

○NT 政府

<https://coronavirus.nt.gov.au/community-advice>

ONT 政府 (ロードマップ)

<https://coronavirus.nt.gov.au/steps-to-restart/roadmap-new-normal>

○参考情報: 季節労働関連の求人募集

<https://www.employment.gov.au/listing-current-approved-employers>

<https://jobsearch.gov.au/harvest>

Q3: 日本との郵便のやりとりが必要なため、国際郵便再開の見通しを教えてください。

A3-1: 日本から豪州への国際郵便の状況は次のとおりです。

日本郵便は 4 月 10 日より EMS 郵便物、航空扱いの通常郵便物また小包郵便物の受け取りを停止しています。再開の目処は立っていません。

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0423_01.html

お急ぎの郵便物がある場合、DHL 等の民間郵便企業を使う手段があります。

<https://www.simplydhl.com/covid-19updates>

A3-2: 豪州から日本への国際郵便の状況は次のとおりです。

国際線の減便や政府の規制の影響で最大 2 週間の遅延は発生しているものの、エコノミー以外の郵便は配達可能です。速達便が優先されます。

<https://auspost.com.au/about-us/news-media/important-updates/coronavirus/coronavirus-international-updates#international>

(3) 治安・差別問題

Q1: 経済の悪化と共に治安が悪くなるのが心配です。各地域の治安状況について教えてください。

A1: 以下のリンクより NSW 州・NT の治安状況を確認いただけます。

ONSW 州犯罪統計局

https://www.bocsar.nsw.gov.au/Pages/bocsar_crime_stats/bocsar_crime_stats.aspx

ONSW 警察

https://www.police.nsw.gov.au/about-us/publications/publications/crime_statistics

ONT 警察

<https://pfes.nt.gov.au/police/community-safety/nt-crime-statistics>

ONT 政府

<https://nt.gov.au/law/crime/crime-statistics>

Q2: 差別的行為を受けた場合はどうすれば良いですか。

A2: 豪州では、新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせが

発生しています。被害にあわれた方は警察に通報してください。なお、警察への連絡の際に TIS ((Telephone Interpreter Service)を利用して日本語の無料通訳サービスを受けることも可能です。

緊急の場合:000

(緊急かつ日本語通訳を希望する場合:まず 000 をダイヤルし“Japanese translation please”と依頼すると TIS を通じた日本語通訳サービスを交えた通話になります)

緊急でない場合:ポリスアシスタントライン:131-444(国内共通)

○参考情報:当館 HP 新型コロナウイルスに関連する差別行為や嫌がらせ

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20200421.pdf>

○NSW Police Force

<https://www.police.nsw.gov.au/>

○NT Police Force

<https://pfes.nt.gov.au/reportonline>

○Anti Discrimination NSW

<https://www.antidiscrimination.justice.nsw.gov.au/>

○NT Anti Discrimination Commission

https://adc.nt.gov.au/discrimination/what_is_discrimination.html

○TIS サイト(日本語通訳)

<https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-services/Contact-TIS-National>

【参考】

当館では在留届をご提出いただいてメールアドレスを登録されている方に、当地の生活に必要な情報の提供を行っています。

○生活・安全情報リンク(当館ホームページ)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety.html

また、NSW 州・NT に在留されている邦人の皆様に、毎月日本語で「総領事館からのお知らせ」や当地治安情報、領事行政サービス情報、広報文化行事の案内などをメール配信しております。ご登録は以下のリンクよりお手続きください。

○メールマガジン(当館ホームページ)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html

○参考:当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>